

天城町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天城町で新居を構える新規に婚姻した世帯に対して住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を、内閣府が所管する地域少子化対策重点推進交付金を財源の一部とし、予算の範囲内において天城町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、婚姻に伴う経済的な負担を軽減し、町内への定住の促進及び地域における少子化対策の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象期間 令和6年4月1日から、令和7年3月31日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦のいる世帯をいう。
- (3) 賃貸住宅 夫婦のいずれかが、賃貸借契約を締結して自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入し、又は賃借する際に要した費用で、物件の購入費（住宅の新築、購入及び建替えをいう。ただし、増改築を除く。）、家賃（1箇月分に限る。）、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額を、勤務先から住宅手当等（家賃、住宅購入費その他の住宅に係る経費に対する補助をいう。）が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する費用を除く。
- (5) 引越費用 補助対象期間内に婚姻を機に町内の住居へ引越をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (6) リフォーム費用 結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦ともに申請時に、取得又は賃借した天城町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得（交付申請時点で取得できる最新の所得証明書を基に夫婦の所得金額を合算した額をいう。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額（申請日から遡って1年以内の当該奨学金の返済額に限る。）
- (4) 天城町新婚さん応援生活補助金を利用した者及び利用を予定している者でないこと。
- (5) 夫婦ともに町税等の滞納がないこと。
- (6) 天城町暴力団排除条例（平成24年6月19日条例第12号）第2条第4号及び第5号に該当しない者
- (7) 夫婦の一方又は双方が過去に地域少子化重点交付金による結婚新生活事業補助金（他

の自治体での補助を含む。)の交付を受けていないこと。

(8) 補助金の交付を受けた日から夫婦ともに5年以上本町に定住する意思があること。

(補助要件及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費の区分、補助要件及び補助対象経費は別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額とし、夫婦共に39歳以下1世帯当たり30万円、夫婦共に29歳以下60万円を上限とする。

2 前項に規定する合計額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「補助事業者」という。)は、天城町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦の所得証明書(婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職した場合にあっては、当該離職した者の離職票又はこれに代わるものの写し)

(3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)

(4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住宅を購入した場合)

(5) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借した場合)

(6) 住宅購入又は賃借した場合の費用に係る領収書の写し

(7) 引越に係る領収書の写し(引越費用の場合)

(8) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し(住宅をリフォームした場合)

(9) 住宅のリフォームに係る領収書の写し(住宅をリフォームした場合)

(10) 住宅手当等支給証明書(第2号様式)住宅を賃借した場合)

(11) 夫婦の町税等の滞納がないことを証する書類

(12) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る審査をし、補助金の交付可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付することが適当であると認めたときは、天城町結婚新生活支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書(第3号様式)により補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、天城町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助事業者は、第7条第2項による交付決定及び交付確定通知を受けた場合は、速やかに天城町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求があったときは、内容を確認し、補助事業者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第10条 補助事業者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日要綱第16号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
1 住居費 (取得)	(1) 夫婦の双方又は一方の当該住宅の住所となっていること。 (2) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。	婚姻に伴い新たに物件を購入した際に要した費用 (住宅の新築、購入及び建替え)。 ただし、次に掲げる費用については対象としない。 (1)旧住宅の解体撤去に要する費用 (2)土地の購入費 (3)住宅ローン手数料 (4)住宅又は土地の登記に要する費用 (5)国、県又は町の他の補助等の対象として補助を受ける部分にかかる費用 (6)前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	(1)住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し (2)補助対象期間内の住宅取得にかかる費用であることを確認できる領収書又はその写し
2 住居費 (賃貸)	(1) 夫婦いずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。 (2) 令和6年	婚姻に伴い新たに住宅を賃借する際に要した費用で、家賃、敷金、礼金、(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。 (1)駐車場代 (家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができ	(1)住宅の賃貸借契約書の写し (2)補助対象期間内の住宅賃借に係る費用であることを確認できる領収書の写

	1月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。	ない場合を除く) (2)更新手数料 (3)国、県又は町の他の補助等の対象として補助を受ける部分にかかる補用 (4)前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	し
3 引越費用	(1) 夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。 (2) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。	引越業者又は運送会社への支払その他の引越しに係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)家財道具の運搬のために利用した車両、台車、はしご等に係るリース費用 (2)引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用 (3)前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	引越に係る領収書の写し
4 リフォーム費用	(1) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。 (2) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。	婚姻に伴い実施した住宅リフォームに要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)倉庫、車庫に係る工事費用 (2)門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 (3)エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用 (4)前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	(1) 工事の内容、内訳確認できる工事請負契約書又は請書の写し (2)住宅リフォームに係る費用であることを確認できる領収書の写し

	(3) 町内に本社、支社、支店、営業所等を有する法人及び町内で事業を営む個人事業者が行うリフォーム工事であること。		
--	-----------------------------------------------------------	--	--